

## 総合資源エネルギー調査会総合部会 第2回電気料金審査専門委員会

日時 平成24年5月23日（水）10：00～12：09

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

### 1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第2回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、秋池委員におきましては、所用のためご欠席と聞いております。それから、山内委員については、少しおくれて到着されます。

また、オブザーバーとしまして、前回に続きまして、全国消費者団体連絡会の阿南事務局長、それから東京消費者団体連絡センターの矢野事務局長、消費者庁、ちょっとおくれておりますけれども、長谷川課長にご出席いただいております。

また、東京電力から、ご説明いただくために高津常務取締役お客さま本部長にご出席いただいております。

では、以後、安念委員長に進行をお願いいたします。

### 2. 議事

#### ・東京電力株式会社から値上げ申請内容について説明②

○安念委員長

どうもありがとうございます。きょうはお集まりいただきまして、ありがとうございます。お集まりと言ったってお三方しか、今のところいらっしゃいませんけれども、よろしく願いいたします。

それでは、いつものとおり、お手元の議事次第に従って進めてまいります。きょうのアジェンダは2つでございまして、1つは前回の続き、もう1つは前提計画ということになっております。

前回、東京電力から申請内容のご説明をいただきまして、それに対してさまざまな論点、質問、ご意見等が出されました。それで、まだ未解決と申しますかベンディングになっていた項目が幾つかございますので、まずはその続きから入りたいと思います。

まず前回の論点と、また前回の時間の制約から、事務局において委員、オブザーバー各位に、

追加の質問の有無について聞いていただきました。これらをあわせて事務局からご説明をいただきたいと存じます。

○片岡電力市場整備課長

お手元の資料の3、それから4-1、4-2を用いてご説明いたします。

資料3でございますけれども、前回、この場でご質問いただいたようなもの、それから、その後、時間の制約がございましたので、追加はございますかという形でお聞きしたところ、いただいた質問を追加という形で載せております。ざっとご説明いたします。

人件費につきましては、この人件費556万円ということについて、従業員1,000人以上の全国平均より下回っているという説明だけでも、公的資金が入った企業を全国平均に比較することは疑問であるというような話。

それから、国家公務員の7.8%下げとの比較。学歴構成を踏まえた比較。それから、過去の公的資金を注入された都市銀行との比較。こうしたことを行うべきじゃないかというようなこと。

それから、追加で厚生費、それから社員年収の削減がどの程度の期間行うのかといったもの。

それから、電気事業連合会等への出向者の人件費等が入っているかどうか等々について、追加でいただいております。

それから、燃料でございますけれども、燃料費の早期の低減化ということで、シェールガスの使用でございますとか、あるいは外国に比べて高く買っていることについてどうしていくかというご議論がございました。

また、安念委員長からも、長期契約といえども、これまでの契約は効率的な調達であるかということに加えまして、追加でどのような抑制策がとられているのか。

それから、(オ)以降、2ページ以降でございますが、原子力発電所の停止に伴いまして火力に置きかわっているわけでございますけれども、最安値の燃種から順次置きかえていくのか、あるいは、最も効率のよい施設から順次稼働させていくのかということが行われているかどうか。

それから、LNGの調達につきましても、どういった形で調達をされているのか、それによって経費削減策はどうなっているのかといったようなご質問をいただいております。

それから、購入電力量につきましては、前回ございませんでしたけれども、秋池委員から、単価を下げる努力といったこともご質問いただいております。これはちょっと次回以降かもしれませんが、それぞれご回答いただいきたいというふうに考えてございます。

修繕費につきましても、秋池委員から追加で、適正な水準で織り込まれているのか、他方で、安定供給を確保できる水準は維持できているのかといったご質問をいただいております。

それから、減価償却費につきましては、阿南事務局長から稼働率の低い原発の減価償却を、な

ぜコストに含めるのかといったようなご質問を追加でいただいております。

事業報酬につきましても、同様に、資産としての発電所、核燃料、使用済燃料はそれぞれ幾らかといったような質問。

それから、3ページでございますけれども、永田委員から、事業報酬について外部の証券アナリスト等の意見聴取によって、リスクをきちんと見ていくべきじゃないかといったご意見もいただいております。

それから、諸費、研究費につきましては、松村委員から追加で、海外電力調査会あるいは電力中央研究所等への支出の詳細についてのご質問をいただいております。

それから、9.でございますけれども、安定化維持費用ということで、上田知事から前回も、まとまっているからといって安心ではない、安全対策は必要だということ。

それから、安念委員長からも追加で、福島第1、第2の廃炉あるいは稼働停止はどのような費用が節約され、あるいは逆に増加したのかということ。

それから、阿南事務局長から、福島第1の廃炉が決まっている4基を経費になぜ含めているのかといったこと。

それから、永田委員から、解体に要する費用として電気料金に含まれているという理解は正しいのかどうか。それと、維持安定化費用はこれとどういう関係になっているかというご質問をいただいております。

それから、賠償費用につきましても、前回、東京電力からご説明がございましたけれども、この費用が電気事業法に規定される「能率的な経営の下における適正な原価」に含まれるのかといったご質問を、安念委員長から提起いただいております。

それから、賃借料、委託費につきましては、秋池委員から、市場並みあるいは適正な水準というのはどうなっているかというご質問をいただいております。

それから、13番でございますけれども、前回、上田知事からも、地方自治体は3年間でほぼ100%の競争入札に変えた。また、八田委員からも、以前からやっていたべきだったことではないかと、すぐできるのかどうかというご質問をいただいております。

それから、部門別収支でございますけれども、利益の9割が4割の家庭部門で占められている。どういう利益構造になっているのか。

それから上田知事から、大企業には極安の料金メニューがあるのではないかと。上位10社の契約内容を公開してはどうかというご質問をいただいております。

これについては、若干補足で、事務局から資料を用意してございます。資料4-1のパワーポイントをごらんいただければと思います。

制度を、最初に説明してございまして、1ページで個別原価計算と部門別収支というふうに書いてございます。このフローチャートのようなものは、有識者会議でもご説明させていただきましたが、まずは、一番左側、総原価ということで、人件費、燃料費等の51項目の営業費用及び事業報酬率、これが総原価として、これは自由化部門と規制部門を分けずに全体として出てくるという形になります。それを発生原因といいますか、性格に応じまして、水力、火力、原子力等々に分けていきまして、その他総括的に全社的な機能として規定されるものは、一般管理費という形で一番下に整理されます。

他方で、この一般管理費、これは全体に係るものですから、何らかの形でそれぞれ水力、火力等々に割り振っていく必要があるということで、上のほうにありますけれども、ABC会計手法という手法を用いまして、一般管理費をそれぞれの部門に整理し直してございます。

具体的には何かと申しますと、次のページに注1が書いてございますけれども、Activity Based Costingということでありまして、活動の内容、実際に発生した原因となっている活動に応じて費用を配分していくという手法でございまして、なるべく「直課」と書いていますけれども、各部門に直接整理できそうなものについて直接整理をします。それをできないものについては、極力、客観的かつ合理的な基準で配分をします。それが「帰属」。さらにそれができない場合には、何らかの代理的な比率を用いて配分するという「配賦」。この3種類の手法を用いまして、なるべく直課を多くしながら配分をしていくというのが、1ページ目のありますけれども、3つ目の柱といいますか、8部門への整理でございまして、

続きまして、それを送電部門の費用と、それ以外の発電なり小売りなりの費用に分けていく必要がございまして、それぞれの費用の中から、例えば送電費用でありましたらば、網掛けしてございますけれども全面的にこれは送電関係の費用であると。他方で、水力とか火力につきましては、一部、アンシラリサービスと申しますけれども、新電力が電気が足りない場合にそれを補うという電気の供給については、これ、託送の中で回収していますので、そういう費用が託送関連として出てくると。こうしたものを、託送関連、非託送関連と、このように分けていきます。

それは、左から4つ目の柱、次の柱は縦を横にただけでございまして、送電関連と非送電関連、その中でも需要量に応じて変わる可変費と、固定的にかかる固定費に分けるという形で白い部分と色つけの送電関連コストの分、その2つ、上下に分けます。

さらにそれを、次に需要種別、つまり規制部門、それから自由部門にどう割り振っていくかということでございますけれども、可変費につきましては当然ながら使う量に応じてということでございますので、販売電力、需要量に応じて割っていくと。他方で固定費につきましては、設備をつくっているその原因といいますか、どの需要家が使うことによってその設備をつくって

ているのかということを示す指標としまして、これは省令におきまして2：1：1法というのが規定されています。

これは2ページの下のほうに書いてございますけれども、ここにちょっと書いていますが、矢印の1つ目でありまして、例えば水力とか火力とか原子力、それから送電、それから変電関係のそういった設備固定費といいますか、設備の費用につきましては、下にありますような3つの比率、これをウェイトづけして掛け合わせて比率を出してございます。端的に申しますと、最大電力が出る日があります、夏の例えばピークの日、どれだけそれぞれの需要種別が電気を使っているかと。それに合わせて設備をつくるものですから、それに2のウェイトを乗せております。

それ以外に、それぞれの需要種別のピークに1のウェイト、さらには、利用量といいますか販売量、電力量のほうに1のウェイト、これを掛け合わせまして、その比率でそれぞれの自由化部門、特高、高圧、低圧とございますけれども、それぞれに割り振っていくと。

それから、配電用サービス等々につきましては、これはむしろ余りピークと関係なしに、需要家がいる以上、確実にかかる費用ということで、これは契約電力とキロアットアワーで配分しているという形で、客観的な指標を用いまして、この費用を1ページに戻りますけれども、低圧、高圧、特高という形で分けてまいります。

そのうちの送電部門の低圧需要、それから送電以外の発電とか小売りの低圧需要、上のほうのあれですけれども、それを合わせますと、小売りの規制料金の原価が出てきます。

それから、特高、高圧につきましては、電力会社がみずから供給する部分につきましては、小売り料金になりますし、新電力に送電を使わせるという託送料金については、別途送電から出てくるという形で、それぞれの原価はこういう形で機械的に決まってくるというふうになります。

最後に、そうして出てきたそれぞれの需要種別の原価、低圧なら低圧の原価、これを収支が一致するように料金メニューをつくっていくということで、料金を設定する時点では、それぞれ収支がそれぞれの3つの部門ごとに収支が一致しているということになってございまして、利益率もそういう意味では、需要報酬もそういう形で配分されておりますので、同じく配分されているという形になってございます。

それを、その後、料金メニューをつくった後に、実際に例えば自由化部門であればいろんな値引きもあるかもしれませんし、コストアップ、コストダウンもそれぞれの部門であるかもしれません。その結果として、結果としての収支は部門別にこれ、出てまいります。その部門別収支につきましては、それぞれが赤字なのか黒字なのかということについての確認をすることになってございまして、その結果を後で確認することになってございます。後でご説明します。

3ページは、その部門別収支でございます、これは、計算書のモデルが書いてございますけれども、実際、毎年、これを一般電気事業者から出してもらっているわけですが、一般需要部門、これは規制部門でございます。それから、特定規模需要部門、真ん中あたりに柱がありますが、これが自由化部門でございます。一般需要・特定規模需要外部部門、これはその他需要でございます。したがって、一般需要部門、特定規模需要部門、つまり規制と自由、それぞれにおきまして、それぞれの収益、これは収入でございます。それから費用、これは実際にかかった費用でございます。それをその他差し引きますと、それぞれの純利益なり純損失が出てくるようになってございまして、仮にこれまでのルールでございますれば、自由化部門が赤字になっている場合、これは自由化部門を規制部門から自由化部門に内部補てんするといえますか、そういったことになっているんじゃないかというふうに疑念を持たれますので、そうした場合には規制部門が料金値上げされないように収支を公表するというルールになっていまして、過去、この自由化部門が赤字だったということで、右下のほうにありますように、これは書いてございますように電力については公表をしてございます。

他方で、この3月に求めました有識者会議の報告におきましては、これは自由化部門が赤字のときのみ公表するということになっていたんですけれども、これはちゃんと透明性の観点から、常時公表すべきというご議論をいただきまして、今年度以降は毎年毎年、赤字でも黒字でもそれぞれ規制部門、自由部門、それぞれについての収支を明らかにするという方針になってございます。

じゃ、過去はどうだったのかということでございまして、前回もご指摘いただいた東京電力の件がありますけれども、1割・9割という話がありましたが、それを具体的に4ページ以降、各社合わせて今回お出ししてございます。

18年度から22年度までの5年間で10社の足し合わせたものがこのグラフでございまして、一番左側、例えば18年度をごらんいただきますと、販売電力量というのは、まさに売った電気。これは下のほうが自由化部門で、上のほうは規制部門でございます。次の欄が収入でございまして、売上高とっていただければいいかと思えます。最後に利益ということでございまして、これをごらんいただきますと、販売電力量と利益は10社足し合わせても逆転しているということにはなってございます。

それから、19年度、20年度におきましては、これは燃料価格の高騰が当時ありましたものから、収益が圧迫されて、特に自由化部門につきましては燃料費の割合が大きいということで、19年度はほぼ自由化部門の黒がなくなって、20年度は赤字になっているということでございます。

特に東京電力、次のページに各社が載ってございまして、真ん中あたりの上のほうに東京電力

の数字がございますけれども、1割・9割になってございます。各社平均をとりますと、大体10社合わせますと、3割・7割になってございますので、東京電力においては、それは著しかったということかと思えます。その事情につきましては、後ほど東電さんからご説明があるかと存じます。

戻っていただきまして、論点のメモの4ページでございますけれども、料金メニューにつきまして、前回、標準という概念が何なのかということについて上田知事からもご質問いただいております。それから、阿南事務局長からも、新しい料金メニューを適用した分布が必要じゃないかといったご質問をいただいております。これについては、後ほどまた東京電力からご説明があるかと思えます。

それから16番でございますけれども、前提が変わればどうなるのかということで、前回、事務局長からのご質問に対しまして、西澤社長からも3.7円という口頭でのご説明がありましたけれども、それを今回ご説明いただきたいと思っております。

これも一応、参考資料をつけさせていただいております。4-2でございます。口頭で私のほうから簡単に説明しましたが、もう一度、紙で正確にということを書かせてもらいましたけれども、有識者会議の報告書におきましては、原価算定期間が3年になると。その結果としまして、その中で原価が変動する要素があり得ると。それがまさに、原子力発電等の稼働状況によって燃料費が大きくなるということがあるんじゃないかというご指摘をいただきました。

このために、前提としまして、きちんと3年以下の原価を確認する認可を経ているということは条件でございますけれども、認可後にその原価算定期間内に電源の変動があった場合には、当該原価の変動ですね、これはすみません、ちょっと正確に書けてないかもしれませんが、将来の変動分を料金に反映させる改定を認めるということが適当であるということでございます。

他方で、一回上げた後に、その事象、つまり原子力発電所が動き始めまして、下がる要因ができた場合には、何らかの形で速やかに下げてもらおうことを求めるということが必要じゃないかというご議論でございました。

若干、誤解があってはならないので、こう書いたんですけれども、次の3.であります。自動的に燃料調整がされると。つまり、今の原油価格等の燃調制度におきましては、これは通関統計に基づきまして自動的に料金が変動していくということでございますけれども、この原子力等の電源構成につきましては、経営判断そのものであるということ。それから、燃料費の適正性も判断する必要があるということで、これはきちんと認可を要することになってございます。したがって、原子力発電所の稼働率が悪くなったからといって、ただちに自動的に料金が上がるというわけではなくて、きちんと認可申請をいただいて総チェックすると。

ただし、4.にありますけれども、全体の3年原価で、当初みた修繕費でありますとか、あるいは設備投資の費用でございますとか、そうしたものをすべて見直す必要はないものですから、査定プロセスは若干簡略されるんじゃないかと、そういうことでございます。

最後、戻っていただきまして、論点メモの5ページでございますけれども、これは情報公開に関するご指摘と申しますか、わかりやすく、かつ、言われてからじゃなくてむしろ積極的に出していくべきじゃないか、といったようなことのご指摘を多数いただいたというふうに認識しております。

以上でございます。

#### ○安念委員長

どうもありがとうございました。

前回の会議そのものと、その後の聞き取りと申しましょうか調査によって、各委員、オブザーバーの方から出していただきました論点を一覧にさせていただいたものでございます。

それでは、続きまして、きょうは東京電力から高津常務にご出席をいただいております。今の資料3の論点でございますけど、非常に多岐にわたりますので、現時点でお答えをいただける範囲でご説明をお願いしたいと思います。

恐縮でございますが、10分をお願いできますでしょうか、大体。恐れ入ります。

#### ○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

東京電力の高津でございます。昨年の当社の福島第一原子力の事故によりまして、福島県の皆様はじめ、広く社会の皆様にも、現在も多大な大変なご迷惑をおかけして、ご心配をおかけしております。改めて深くおわび申し上げます。

加えまして、電気料金の値上げをお願いせざるを得ないということ、本当に申しわけなく思っております。今後、情報開示に努めまして、私どもの現状を何とぞ理解いただけますように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、ちょっと座りまして、早速お手元の資料の5に基づきましてご説明させていただきます。最初のページをあけてください。2コマ目でございます。右下にちょっと2と書いてございますが、これは人件費単価の一層の削減余地ということでございます。この人件費の水準につきまして、弊社の場合、他産業や国家公務員との比較をしたものでございます。左の表は前回参考としておつけしたんですけど、改めて補足させていただきますけれども、さきの有識者会議の報告等におきまして、常用労働者1,000人以上の企業平均基本、それで、ガス事業等公益事業の平均値とも比較しつつ査定を行うことが適当であるとのことでございます。その際、地域間の賃金水準の差についても考慮が適当であると。



ごらんのとおり、当社水準は全産業平均、他の公益企業水準と比較して適切な水準に抑制しているものと考えているわけでございます。当社水準の556万円、全産業平均543万と比べれば高いとのご指摘がございましたが、当社事業所、所在県の全産業平均570万円でございます、これを下回っているということでございます。

右のほうの図は、当社の国家公務員との水準比較を行ってございます。学歴、年齢構成等を当社に合わせた場合でも、当社水準は国家公務員様の7.8%カット後の水準を下回っているということでございます。当社としましては、今後10年間にわたって、こういう原価効果を織り込んでまいるといことで、総合事業計画を提出してございます。

また、原子炉の安定維持廃止措置、安定供給の確保など、電気事業を的確に遂行するための中長期的な視点での人材確保、技術技能の継承、不可欠だと考えております。人材流出を防ぎ、新たな技術者の育成という観点から十分配慮する必要があると考えてございまして、そういう観点で現行の年収の減額、これと人件費の削減、人材の確保、両立できる水準だと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

次の燃料調達の詳細というところで、3コマ目をごらんください。ここから9コマを使いましてご説明させていただきます。まず、当社は、自社火力発電所におきまして石油系、ガス系、石炭系の燃料を使用しています。おのおの費用や発電電力の割合はグラフのとおりでございまして、ガス系が主体となっておりますので、当社の火力燃料費の大宗を占めますLNGに焦点を当ててご説明いたします。4コマ目をごらんください。

世界のガス市場、これは米国、欧州、アジアの3極に大きく分かれます。欧米では国産ガスであるほか、パイプライン網が高度に発達しておりますので、基本的には国内あるいは域内の需給バランスでガスの価格が決まります。一方、日本は、ご案内のようにガスの原料がほぼLNGでの輸入になります。日本では、LNGに競合するガスの調達手段がございませんので、売り主に対する牽制材料が少ないほか、1969年のLNG導入以来、脱石油燃料との位置づけから原油価格に連動して価格を決定してございます。

5コマ目をごらんください。アジア向けLNG取引の概要でございますが、日本を含むアジア向けのLNGの取引、補足いたしますと、これは相対取引や長期契約が主体でして、これは理由としましては、エネルギーセキュリティの観点や、LNGの取引に莫大な投資が伴うということからそうなるわけでございます。価格につきましては、原油価格に連動した値決め、ここに「 $a \times$  原油価格 +  $b$ 」と、こういったもののほか、契約期間中に一定間隔、5年程度ですが、価格を見直すということも特徴としては挙げられます。

6コマ目をごらんいただきたいと思います。日米欧のガス価格の概要、比較でございます。

日米欧のガス価格の水準につきまして説明しておりますが、現在、日本、韓国などの東アジアが米国や欧州に比べ高くなっているといった理由をここに記載してございます。

7コマ目を引き続きごらんいただきたいと思いますと思いますが、調達のコスト抑制のための当社の取り組みを記載してございます。当社は調達ソースの多様化と競合関係の創出、それから加えてガス田開発、液化プラント、海上輸送等、これまで売り主に独占されておりました上流部門に参画することで、これによりましてサプライチェーン全体を通じた調達網の強化を進めてまいりました。

LNGの価格が原油に比べ熱量ベースで割安となるような価格決定方式、それから後述いたしますSカーブという価格面の工夫によりまして、発電用の燃料の中でLNGの経済性を確保してまいったわけでございます。

8コマ目をごらんくださいませ。今後、従来の取り組みに加えまして、今話題のシェールガスなどを原料とした北米LNGを、原油価格変動の影響を受けない米国天然ガス価格などにリンクした形で導入することを検討してございます。LNG取引価格の引き下げのチャンスということにつきましては、新規の契約導入とか、長期契約の価格見直しの交渉時に限られますので、北米のLNG輸出計画の開始が見込まれますのが2015年から17年ごろとなっております。一方で、当社は大型の長期契約のマレーシア、アブダビの契約が満了となりますのが18年から19年というタイミング。このタイミングをターゲットとしまして、現在、複数の売り主とシェールガスに関して交渉を進めているところでございます。

9コマ目をごらんいただきたいと思います。これは、長期契約の価格交渉とLNGの調達経路についてご説明いたします。価格については、輸出国の政府が価格決定の最終権限を有しておりますものが多いほか、LNGの取引が金銭的規模が非常に大きいということから、価格交渉、数年間難航するといったような場合がございます。長期的に交渉が及ぶということで、時には係争状態に陥る場合もあるということでございます。LNGの状態につきましては、長期契約をベースにしつつ、スポット、短期契約を需給変動に対応して調達しているということでございます。

長期契約のLNG、これはほぼ全量を産出国から調達しております。一方、スポットのほうは短期契約のほうもですが、LNGを確保する可能性を高めるために、産出国からの直接調達のほか、仲介会社からも一部調達してございます。そういったところの価格は、さほど大きな差はございませんが、今後安くするためにスポットLNGの市況が軟調なタイミングで一定量まとめて短期契約するなどの工夫をしているところでございます。

12コマ目をごらんください。今度は競争入札の導入が遅延している理由でございます。総合特別事業計画に記載のとおり、競争入札の拡大につきましては、3年間で現状から増加いたしまして、競争入札比率を30%まで拡大することを目標としてございます。本年2月にコンサルタント

会社や支援機構と共同しまして、競争拡大分科会を立ち上げておりますが、現在の取り組み状況としましては、今までの随意契約理由を徹底調査しまして、競争拡大に向けた具体的な契約案件の洗い出しを実施し、技術的な課題が少ない分野から競争発注へ速やかに切りかえているところでございます。

13ページ目をごらんいただきます。随意契約の理由ですね、この調査結果をご説明させていただきます。全体の随意契約の理由のうち、既設設備の修理改造が55.6%、不具合改修などの緊急対応が28%というようなことで、ここにある3つの理由で全体の9割を占めることがわかっております。これまでは、修理は製造元のメーカーに頼みたい、あるいは、緊急対応などに備えて信頼関係のある取引先に繰り返しお願いしたいとして、ある意味、安定供給を最重要視しまして、その結果、品質安全リスクをおかしてまでコスト削減に取り組もうとする、そういう意識が弱かったというふうに考えてございます。今後、当社設備のメーカー技術に対応できる新規取引先の発掘をいたしまして、あるいはメーカー技術を内製化するなどして、随意契約の3年3割削減を必ず実施してまいる所存でございます。

14コマ目をごらんください。先ほどございました、規制部門と自由化部門の利益率の乖離というところでございます。ここ数年におけます規制部門と自由化部門の利益を比べた場合に、規制部門のほうに大きく利益が偏っている傾向にあること。原価配分の妥当性について、一部疑念が呈されているところでございますが、両者の利益が乖離している理由としましては、年度固有の特殊事情によるところが大きいと考えてございます。

すなわち、中越沖地震以降の柏崎・刈羽原子力の全号機停止や、燃料価格の高騰による火力燃料費の増加によりまして、燃料費のウエートが相対的に高い自由化部門の収支がより圧迫された一方、厳しい収支状況を乗り切るために投資とか修繕、諸経費といった固定費をコストダウンを徹底してまいりました。固定費のウエートが相対的に高い規制部門の収支がより緩和され、収支に相応の差が発生したというふうに分析してございます。

このページの右下にありますように、料金値下げを行った平成18年の利益率は均衡しておりましたけれども、19年7月の中越沖地震が発生して、その後の利益率が大きく乖離したということがおわかりいただけるかと思えます。

次に15コマ目ですが、大口のお客様の電気の使用イメージでございます。電気のご使用料の多いお客様、弊社で上位10社につきまして、1年間にお使いいただいた使用電力量と総合単価の平均を示したものでございます。これらのお客様、例えば特別枠のお客様の場合、ほとんどが供給電圧が14万から27万5,000、こういったところから直接供給を受けるお客様であったり、契約電力も特別高圧のお客様の平均をはるかに上回る、10万キロを超えるような大規模なお客様になり

ます。

電気料金を使用電力量で除して算出される総合単価12円/kWhとなっておりますが、これは10社の平均でございますけれども、これは設備、人員配置面におきまして、夜間に電気をご使用になる操業体制を組んでいただくと、夜間の電気のご使用率が平均80%を超えるなど極端な夜型で操業していただくとともに、夏には平日の操業、休日シフトといったような需給調整契約にもご加入いただいております。そういったようなことから、総合単価が相対的に安くなっているものでございます。こういうことをご契約をさせていただいているところでございます。

16ページ目をごらんいただきたいと思えます。アンペア別の値上げ影響。ここでは、各契約アンペア別の平均使用料に対する値上げ率を示しております。まず、比較のご使用量の少ないお客様では、第1段階料金の値上げ幅を小さく設定していることを反映しまして、値上げ率も規制部門全体の平均10.28を下回っております。一方で、特に50アンペア以上の比較的使用量の多いお客様ですと、省エネインセンティブということで第3段階料金の値上げ幅を相対的に高目に設定しておりますので、全体としましては10.28を上回ってくるということになるわけです。

17コマ目をごらんください。このたび、新たに設定したピークシフトプランについて、どのようなお客様にメリットがあるか、モデルケースでお示したものです。ピークシフトプラン、ピーク時間における電気の使用量を削減、または他へこの時間シフトしていただくということで、電気料金がお安くなる。さらに昼間時間帯の電気の使用量を夜間へシフトいただく。料金メリットが大きくなるというメニューになってございます。

一般的なご家庭の料金である従量電灯においては、ご使用量の増加に伴い電気料金単価が上昇する3段階料金ですけれども、このたびの料金値上げにおきましては、1段階料金の値上げ幅を相対的に軽微にとどめているということから、こういうことになってございます。したがって、使用量が少ない場合にはパターン2のとおり、従量電灯のほうが割安となる場合がございますが、使用量の多い場合にはピークシフトのほうが割安になるといった場合がございます。

これらを統計処理いたしまして、次の18ページ目に示してございますが、従量電灯のお客様の値上げ率別口数の分布について、当社の加入想定に基づきまして分布を書いたものでございます。

従量電灯のお客様について、ピークシフトのほうへ移行する可能性のあるお客様、3年平均で40万口というふうに見込んでおまして、それぞれ、各棒グラフの網掛けの棒グラフが従来の見込み、右側の白抜きのほうがピークシフトへの加入見込みと。これを想定した分布でございます。平均値上げ10%以上となるお客様が25%いらっしゃいますが、このうち2%が平均以下に移行できるのではないかと、するのではないかと見込んでございます。

19コマ目をごらんください。こちらは、仮に原価算定期間3年間に原子力が全く稼働しない場

合に、平均的な値上げ幅がどうなるのかということを一定の仮定を置いて試算してございます。

今回、平成24年度については、もともと原子力の稼働をゼロと見込んでいることですので、仮に3カ年の平均燃料費の単価を24年度単価の値に置きかえた場合に、販売電力量当たりで平均1.28円高くなるということになります。今回、申請した値上げ幅に仮にこの1.28を上乗せいたしますと、値上げの水準は資料の右下にありますように、規制で15.87%アップ、自由のほうで24.79%アップするというふうに算定されました。

それから、20コマ目をごらんください。有識者会議での提言内容等を踏まえて、今回、原価不算入とした項目、金額を取りまとめてございます。人件費では事故の責任の重さがございます。役員給与を全額カットするとともに、電気事業連合会に勤務する給与支出についても、原価から控除、本年夏の賞与を支給しないといったようなことでは、組合と合意しているところでございます。

減価償却費、事業報酬については、正当な理由のない低稼働電源として長期火力、停止火力をカットしております。福島5、6号、2Fにつきましては、長期計画停止火力と異なりまして、設備の応急復旧作業を行っているということでございますが、稼働未定としていることを踏まえて、事業報酬からは自主的にカットしてございます。

普及開発費につきましては、販売促進に関するもの一切原価に含めてございません。諸費につきましても、電気事業連合会をはじめとする団体費を大幅に控除してございます。電中研への分担金につきましては、個別研究内容を精査して、販売営業などにかかわるものなどは必要不可欠ではないということで除いてございます。

21ページ目をごらんください。こちらは規制部門の原価と想定料金収入の関係を示しています。一番左のグラフと真ん中のグラフにおきまして、規制部門の原価平均で年平均で2兆7,201億円が、現行料金を継続した場合の低圧事業の料金収入2兆4,666億円に対しまして、2,535億円の不足となるため、規制部門は平均で2.4円の値上げをお願いせざるを得ない状況になってございます。

この規制部門の原価2兆七千二百何がしにつきまして、これは経産省の省令に基づきまして、一番右のグラフにお示ししているような、各契約種別の料金収入の原価合計と一致するよう料金を設定してございます。このようなことで計算してございます。

以上が、前回の質問に対するご説明でございます。長くなってすみません。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました事項につきまして、ご質問、ご発言のある方はどうぞ挙手をし

ていただきたいと存じます。いかがでございますか。

どうぞ、阿南さん。どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

ありがとうございました。人件費のところで少しお伺いしたいんですけども。

20%、25%、人件費カットして、ようやくほかの企業とおそろいになったという状況だと聞きましたけれども、それが適切な水準だったと。今までは適切な水準ではなかったということですよ。そして、それが、実質的に私は意見として書きましたけれども、破綻している企業の今回の人件費カットとしては、余りにもそれは低過ぎるのではないのでしょうかというふうにして思いますし、これを実際に、今日まではどういうふうに来てきたのでしょうか。事故後この1年以上にわたって、どのようなことをやってきたのかということも、あわせて聞かせていただきたいと思います。

○安念委員長

いかがですか。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

今回お示ししましたのが適正というふうに申し上げましたのは、有識者会議のほうでご提示いただいた、そういう公益事業としてのレベル感といいますか、そういったものに対して適正でというようなことで、原価としてはそういうことをお願いしたいなということでございます。

震災以降、役員の報酬ゼロ、代表取締役副社長以上ゼロ、それ以外のところは何割カットというようなことは、もう早速6月から始めておまして、一般職、管理職のコスト削減につきましても、それに準じてすぐそういうものを反映するというのでやってきております。それがずっと継続している状況でございます。

○安念委員長

ということでございますが、いかがですか。

どうぞ、引き続きご発言ならどうぞ。

○阿南全国消費者団体連合会事務局長

昨年からやってきたというのがどれくらいだったのかちょっとわからないので、ちゃんと明確に示していただけますか。それに上乗せして20%、25%カットするという話なんでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

既に昨年、震災以降に、今回織り込んでございます25%カット、20%カット、役員の報酬カット等につきましては、既に取り組んできております。それに、その後のいろいろなさらなる検討いたしまして、夏期の賞与をカットするといったようなところをさらに上乗せしてやってきてお

ります。

○阿南全国消費者団体連合会事務局長

そうしますと、昨年から事故後、すぐにこの25%、20%をやってきたということですか。

○東京電力株式会社説明補助者③

さようでございます。震災後速やかに組合と交渉いたしまして、組合員につきましては20%、同時に管理職25%カットということで、既に進めております。

なお、年金でございますけれども、企業年金につきましては組合と先般合意をいたしました。最低給付利率でございます1.5%への給付金の予定利率の引き下げ、それから年金のカットということで、終身年金カットにつきまして30%カットでございます。なお、現在OBに対しまして、3分の2以上の同意が必要ということで、企業年金の引き下げにつきまして最終的なお願いをしているところでございます。

○安念委員長

ということだそうでございますが。

ほかには、いかがでございましょうか。

では、どうぞ、矢野さん。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

意見と質問をお願いします。

意見は、2ページ目の人件費に関してですが、冒頭、高津常務のほうから情報開示をして現状理解を進めたいというようなご発言がありました。一般消費者の感覚としては、少なくとも2ページの情報開示のグラフを見た限りは、一番左の全国平均よりも下回る努力がされてこそ初めて、しっかり経営の合理化が徹底されているという受けとめ、そして電気料金値上げに対してのいささかの理解が少し進むのではないかと考えております。引き続き、経営合理化を進めていただきたいと思ひますし、専門委員会でもさらなる人件費の深掘りをしていただきたいと思ひております。

それから、もう一つですが、14ページの規制部門と自由化部門の利益率の乖離についてということでご説明をいただきましたが、今回の事業計画においても、引き続き4割の電力量で9割の利益を家庭部門が占める状況が示されているのかどうかと。

自由化部門においては、まさに電力を選べるわけですから、今後東電から買わないという状況も、もう現在も進んでおりますが、そういった中で、ますます選べない、少なくとも経産省のほうで2014年から家庭部門も自由化というような報告は出されておりますが、現状では選べない家庭部門にますますしわ寄せがくるのではないかと受けとめがあります。このあたりについて

少しご質問させていただきます。説明をお願いします。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

冒頭のご意見につきましては、私ども、今後とも合理化には、これで終わることなく努めてまいります。

それから、自由部門と規制部門の利益率云々ということですが、この14ページ目の右下の過去の事例もごございますように、料金の改定をしたときに自由、規制、それぞれ先ほど片岡課長からご説明がありましたように、ああいうルールに基づいてしっかりと分配しますので、その時点では利益率という観点ではほぼ同じような状況になるわけでごございます。その後のいろんな経営環境の変化によって、自由部門が今回の場合には利益率が下がってしまったということでごございます。

そういう意味では、今回、リスタートということで同じような利益率になってスタートするというごございます。

○安念委員長

人件費の問題は次回以降、個別論点の審議をいたしますので、その際にもまた改めて議論することになろうと存じます。

ほか、委員の皆様からはいかがですか。

松村さん、どうぞ。

○松村委員

まず、事務局をお願いします。

配られた資料4-1で、質問に対して自由化部門の損益構造が説明されているのですが、そのときの説明として東京電力の場合には中越沖地震に伴い原発の停止があり、それで燃料費がかさんだ結果、相対的に燃料費のウエートが高かった自由化部門の収益が圧迫されたという説明を受けました。その説明がもっともかどうかは、この示していただいたデータではわかりません。もっと前からのデータを出して下さい。

つまり、自由化以来ずっと同じ傾向なのではなく、自由化してしばらくの間は、そういうトラブルがなかったときには、他の会社と同じような傾向だった、そういうトラブルで急にこうなったという姿が、これでは見えません。18年からしか書いてないから、極めて見にくくなっています。もう少し前まで遡って同じデータを出していただけませんか。これがまずお願いします。

それから、2点目は確認です。

今ご説明いただいた点です。質問に対する答えは、これで終わりではなくて、この後詳細な説明があるということですね。こんなざっくりした説明で検証したと言ったら、この委員会は何の



ためにあるのかわからないことになってしまいます。この後、イメージとかといういい加減なものではなく、具体的にちゃんとデータが出てくるということですよ。電中研の契約とかでも、こんないい加減な説明ではなく、具体的にちゃんと契約が出てくるのですよね。あるいは事務局がちゃんと確認するのですよね。これは確認です。

3点目。僕は、今の高津常務の説明に、すごく怒りを覚える箇所が1カ所ありました。あの説明を聞いて、今まで私たちは何をやってきたのか、東電はまだこんな意識なのかと、激しく怒ったところがあります。それは入札に関する説明です。今まで自分たちは安定供給を第一にやってきた。安定供給を犠牲にしてまでコストを下げる、入札をやるという、そういう発想がなかった。これからはそういう発想を取り入れてやっていきます。安定供給を犠牲にしても入札を入れていきます。何じゃそれは。それなら、まるでこれからは安定供給を犠牲にしても費用削減をする、競争入札を入れていきます。そう言っているように聞こえました。

私たちは、何もそんなことを望んでいない。安定供給をものすごく危険にさらしてまでコストを下げるなんて言っているのではない。それは機構だって外部コンサルタントだって同じだと思います。もちろん安定供給について、ほんの少しでも安定性を下げるとは許さないなどと、柔軟性のない発想ではないとしても、十分合理的な範囲内で、安定供給を維持する範囲内で、コストを下げてくださいと言っているはず。あんな説明を真に受ければ、これから東京電力管内で大停電が頻発して、大停電が頻発したのは東電の責任じゃない、コストを下げろと言ったコンサルタントや機構や、あるいは各種の政府の会議のせいだと言われかねない。絶対そんなことははずです。私たちは安定供給を犠牲にしてまでコストを下げてくださいなどということは、決して要請していない。せっかく真摯に外部の人間が知恵を絞って助言しているのに、聞いている東電の方が、これだけの危機に直面してもなおそんな態度だから、さらにはそんな人たちに電力供給を任せてきたから、今までコストがこれだけ高かったのではないかとすら思います。

今まで高コスト体質だったのは、安定供給を第一にし、安定供給を犠牲にしてまでコストを下げるという発想がなかったからではない。あらゆるところで、コストの削減の努力が足りなかったという問題意識で、いろんな人がいろんなところで発言をしているのだと思います。安定供給を犠牲にしてまでコストを下げるという発想がなかったのが高コスト体質の原因であったなどという認識で問題を整理されたいけません。私の認識は、安定供給を大義名分に今まで費用削減努力を怠ってきた、少なくとも十分ではなかったという認識です。こんな発言が出てきた以上、ここの委員会でも、まだそのような甘い意識が残っていたということを前提として、コスト構造を厳しく見ていかなければいけない、コスト削減が十分であるかを厳しく見ていかなければならないと思います。

例えば、メーターに関しても、最近スマートメーターで入札を導入するとかは、議論されていますが、古いメーターもまだ納入されているわけです。関連会社から納入されているメーターの価格が、つまり現行のスマートメーターではない、通信機能とかを持っていないメーター、例えば時間帯別にはかる電子メーターの費用が適切であったかを見る必要がある。前回説明された新たな料金メニューを入れれば、このスマートでない電子メーターの納入台数はしばらくの間増えると思います。こういうものが、国際標準と比べて突出して高い価格で納入されていなかったかどうか、スマートメーターの国際価格より高い価格で納入されていなかったかどうか、具体的には1万円を超えるような価格で納入されていなかったかどうか、きちんと調べる必要があります。メーターの取りかえ工事も入札されていなかったと認識していますが、こういう工事も、関連会社に発注されていたものが、非常識に高い価格になっていなかったかどうかきちんと調べる必要があります。今の高津常務の発言を聞くと、本当に自助努力で確認できるかどうか、心配になってきましたので、この委員会でも、特に重点的にコストの構造が本当に合理的な水準で算定されているのかどうかを確認する必要があると思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

今回のご説明は、前回から時間もたっておりませんので、やや定性的な、あるいは数字が出ていたとしても、でき上がりの数字ということでございましたので、もっと深掘りしなければいけない点は多々あると思いますので、その点につきましては事務局を通じて東電さんに、まことにご苦労ですが、お願いをするつもりでございます。

特に利益の絶対把握について、確かに1対9というのはでき上がりだからそんなに責められても困るよというのは、それは事業者さんのお立場というのはわかるけれども、さはさりながら、例えばなぜ、どのくらい、特高、高圧の場合は燃料費の占める比重が高いのでとおっしゃるのであれば、じゃ、どういう、どれだけの額であって、特に地震後、どういうふうに変動したのかということをやっぱり生の数字で示していただくと、パースペクティブになるんだろうと思いますので、例えばそういう点について、今後お手数ながらご尽力をいただきたいと存じます。

それから、入札の点それから安定供給の点ですが、私も実はちょっとそれは多分、私は松村先生ほど強い怒りではなかったと思うが、違和感はありました。それはどんな業者さんも、なじみの業者にやってもらいたいんですよ、メンテは。それは、みんな当たり前なんです、サプライチェーンの安定供給を確保しつつ、しかし、どこの会社だってサプライチェーンを複数化することによってコストカットとかセキュリティを図っておられるわけですから、確かに今のご説明は、

私もいかなものかと思ったんですがね。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

私の発言が、そのようにとらえられたということで、私は大いに反省せないかんとします。私も技術屋でございますので、あれですけれども、確かに既存の製品を納入した会社の技術というものに依存して、そのまま修繕というふうになるケースが多うございます。私は、そういうものを安定供給と引きかえに云々なんていうことでは、とてもそういうふうには全く考えてございません。そういうふうを受けとめられてしまったということは、私の不備でございます。

やはり、技術というものの真価ということで、それで安くするための合理化というものを、単に競争発注というだけではなくて、本当の意味での技術開発、技術の進歩・工夫、そういうものをしっかりやっていって、かつ、その競争相手となるような同じような技術、そういったものを探してくる、技術を持っている会社さんを探してくるとか、そういった意味での工夫というものを、もっと我々は真摯にやらなくちゃいけなかったということでございまして、決して供給安定とのバーターみたいな話ではございませんので、くれぐれも、申しわけございませんが。

○安念委員長

いずれにいたしましても、調達の問題はまた深掘りしなければなりませんので、またゆっくり議論をいたしましょう。

八田先生、どうぞ。

○八田委員

規制部門と自由化部門の1対9の話ですけど、私の理解が間違っているかもしれないので、念のために確認していただきたいと思います。

ざっくり考えて、こういうことでもいいんですかね。規制部門では、もし燃料の費用が上がったならば、そのまま自動的に料金が上がるので、普通の公正報酬率で認められた収益は一応確保できる。ところが、自由化部門では、ある程度長期の契約をしていて、価格が固定している。そこに燃料費が突然上がると、それは会社のほうがひっかぶらないといけないと。それによって収益が下がったと、そういうふうに理解したら間違いなんですか。

○安念委員長

それはとても重要なところですね。

○東京電力株式会社説明補助者②

よろしいでしょうか。

先ほど14コマ目でちょっとご説明しました統計でございますが、例えば中越沖地震のようなことがあって、柏崎刈羽が全停しましたとなりますと、その段階での燃料費調整でカバーできます

のは、その前段で料金改定のときに織り込みました電源構成、この範囲での燃料の調整しか対象にならないと。柏崎がとまりましたことに伴います燃料数量の増加ですね、これについては反映できないということで、その分が追加で影響として出てきて、これを規制と自由に配分した結果、自由のほうに大きく効いてきたという意味合いでございます。

○八田委員

これまでの制度では、今度の新しい制度と違って、原発が停止したときには化石燃料の使用数量の増加を料金引き上げに転化できなかった。したがって、仮に化石燃料の値上がりがなかったとしても、原発停止による化石燃料の使用数量の増加だけ起きれば、不均等な利益率への影響が起き得たと、そういうご説明ですか。

○安念委員長

じゃ、松村先生、どうぞ。

○松村委員

2点、念のための確認です。

まず、自由化部門でも大半の契約には燃料費調整条項がついているはずですが。したがって、その意味で燃料費の単価が上がった効果は、自由化部門も非自由化部門もどちらも同じように調整されています。東電が説明したのは、電源構成が変わった効果は、どちらにも転嫁されていないという点です。転嫁の違いは燃料費調整条項の有無によって生じたものではありません。

それから、電源構成の変化に関して、有識者会議の整理で自動転嫁になったと誤認させかねない説明があったのですが、有識者会議の整理でも自動転嫁ではなく認可です。単に今まで制度としてあった変分改定というやり方を適用する余地があると明言しただけで、制度が変わるわけはありません。誤解を招かないよう、念のために確認しました。

○安念委員長

そうですね。それは4-2の話で。

はい、どうぞ。

○八田委員

入札に関してご質問をしたいと思います。現実問題として、特定の優秀なメーカーと価格は高くても契約したいと思うというのはあり得る話です。その場合には、入札にするにしても仕様を、お目当ての会社しか落札できないように書いておけば、入札を骨抜きにできます。これは、どこでもあると思います。しかも、その際、一度ある会社を選んでしまったら、今度はメンテナンスはその関連業者でやるということも大いにあり得るわけです。そうすると、そこで、形式的に入札をかけても、大体いつも1社だけが落として、前もって決まっている予定調和になるという

ことになると思うんですね。

こういうときにできることというのは、もともとの設計をなるべくオープンに、いろいろなところが入札できるように書くということだと思います。すなわち、不必要なところで制限してしまわないで、基本的なところに限って仕様を書くということだと思います。それから、メンテナンスも、機械を納めた以外の会社も入れるような形にし、かつ事故を起こすようなことがあったら、高い賠償金を払わせるというような仕組みを、最初にビルトインしておくというようなことなんだろうと思うんです。

どこの会社でも直面している問題なんだから、それはやれる規制体制を敷く必要があるだろうと思いますが、そういうことを規制当局がどれだけ監視できるかには、かなり難しい問題があると思います。

しかし、大きく言ったら、結局は競争政策を積極的に採用する方が有効だと思うんですよ。今のように97%を電力会社が売っているということじゃなくて、競争が活性化する状況になったら、電力会社の中で自発的に節約するインセンティブが生まれます。現在の規制料金を決める仕組みでは、自由化部門での競争によるコスト引き下げが規制部門の料金の引き下げをもたらします。したがって、規制部門の料金が合理的に決定されることを目的として、自由化部門における料金を低く抑えるために競争政策を進めていく必要があるんじゃないかと思います。

○安念委員長

ごもっともに存じます。いずれにせよ、先ほど申しましたように調達の問題は、本当にこの委員会の生命でございますので、随所でまた深く議論をしたいと存じます。

#### ・前提計画について

○安念委員長

それでは、いったんここで議論を切らせていただきまして、また後でリバイブしていただいても構わないんですが、時間が半分過ぎましたので、一応2つ目のアジェンダであります前提計画について、議論に移りたいと思います。

それで、今回申請の前提となりました前提計画の内容については、東京電力からご説明をいただきたいと思いますが、その前に、そもそも前提計画とは何かと。これは法29条に供給計画という言葉はあるんですが、そもそも供給計画とここで言っている漠然と前提計画と言っているもの関係について特に教えていただかなきゃいけないし、それからどういった論点がこれまで、それに前提計画について指摘されていたのか、それから、今後の審査の中で検討すべき論点について、事務局からご説明をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○片岡電力市場整備課長

資料6でございます。後ほど、具体的な今回の申請に当たっての前提計画については、東京電力からご説明があるということでございますけれども、その前に制度としてどうなっているか、それから、今回ご議論いただく際の材料としての論点を提示させていただいております。

まず、前提計画とは何かということでございますけれども、下のほうのいつものフローチャートがございますけれども、供給の計画、これは需要と供給を10年ぐらいにわたって見積もるということでございます。それから、それを前提にしまして例えば工事の計画でありますとか、あるいは人員の計画でありますとか、先ほどの入札等も含めて経営効率化の計画でありますとか、そういう計画がもろもろ電力会社のほうでつくられることとなります。そうした計画を前提にしまして、じゃ、人件費を幾ら見積もろうかとか、あるいは燃料費を幾ら見積もろうかとか、修繕はどうやっていこうかと、そういう実際の原価が出てくるというわけでございます。

制度上も、この参考のところでも四角枠で書きましたけれども、料金の算定規則におきまして、これは例として人件費を挙げていますけれども、役員給与等々につきましては、実績及び供給計画等をもとにした額で算定するとなっていて、こういう計画の中でどこまで合理化を織り込むかと、そうしたことを含めてその計画が原価の算定の前提になっていると、そういうことでございます。

今回でございますけれども、もろもろ供給の計画がありますうち、特に大もとになりますところの需要と供給の計画、それから設備と燃料といったところまで、今回ご議論いただきたいと思っております。それ以外に人員の計画でありますとか、経営効率化の計画等もございますけれども、これは次回以降、個別の原価の議論を行う際に、またご説明いただいて議論していきたいというふうに思っております。

次のページでございますけれども、まず需要の想定でございます。需要の想定、基本的には電気の販売がどのぐらい、電気がどれだけ売れるかということを見積もる上で非常に重要でございます。それに基づきまして供給力も確保していくということになってございます。いわば、電気料金の算定の根本となるかと思えます。

論点としましては、ここで書かせていただきましたのは、短期、今回の原価算定期間である3年程度、及び中長期、10年程度のそれぞれにおいて需要、これ需要と申しまして、量として売れる電力量、それからピークとしての必要なキャパシティを示す最大電力、それぞれございますけれども、どのように算定しているかと。より具体的には、先ほどからご議論になっていきますけれども規制部門、自由化部門、それから用途としての例えば産業用とか業務用とか、算定の方法をどのように行っているか。それから、今回、さまざま事情の変更と申しますか、昨年以来の節

電の定着でございますとか、あるいはさまざまな料金メニュー、それから新電力との競争といった要因がさまざま、独占のときに比べますといういろいろ入ってきているということだと思えますけれども、それをどのように織り込んでいるか。それから、一応確認しておきたいのは、過去、算定時の想定と実績の需要がどの程度乖離していたかといったことについて、検討してはどうかということでございます。

ちなみに、四角でありますけれども、有識者会議でも随時調整契約とかデマンド・レスポンス等の需要抑制策について評価を行っていることは適当である、となつてございまして、これがどういうふうに今回反映されているかということは確認が必要かと思えます。

3番目、供給力の想定でございますけれども、需要が想定されますれば、それに応ずる供給力を確保していくということになってございます。その際、これまでも指摘がさまざまございましたけれども、発電所ごとに発電コストが異なるものですから、どういう電源を稼働させていくかということが発電コストを決めていく上で非常に重要になっているということでございます。

したがって、論点としましては、先ほどの需要想定を前提に短期・中長期の供給力をどのように算定しているか。それから、これも前回の有識者会議でご議論いただきましたけれども、自社に頼り切るわけじゃなくて、他社、他電力でありますとかIPP、卸電力取引所等々の供給力を活用していくということございまして、それをどのように今回考えておられるか。それを踏まえまして、予備力、これも安定供給の観点からのチェックということでございますけれども、予備力をどのように考えているか。さらには、次のページでございますけれども、先ほど、稼働によりまして発電コストが違うものから、原子力、水力、火力等の電力の構成をどのように考えているか。それも、例えば季節別、時間別どのように異なっているかということも論点かと思えます。最後に、今回、原子力がとまった場合の試算は東電さんから出していただきますけれども、電源構成が変更した場合に収支にはどのような影響があるかということも、一応見ておくべきかなということでございます。

それから、燃料想定でございますけれども、これも前回の論点ということで既にご説明させていただきましたけれども、なるべく効率的にやっていくという観点では、これは燃料費が非常に大きな値上げの要因になっていきますものから、どのように効率的に燃料を調達し稼働させるかという論点でございます。具体的には調達に当たっての効率化の努力、先ほどちょっとご説明がありましたけれども、それは例えば国内外の電力会社と比較してどうかといったような論点。それから、その上で安い電源から稼働させるということ、先ほどの他社の電源等々も含めまして、いわゆる安いものから動いていくというメリットオーダーが実現されているかどうかと、こうしたところも確認しておく必要があるかなということでございます。

それから、4番、設備の想定でございますけれども、このような供給力を想定する場合に、実際に設備に落ちていきますと、料金としましてはレートベースに入ってくるとか、あるいは設備が完成した後は減価償却になってくるとか、ということで料金に算定されていく。それから当然、設備については補修が必要です。修繕という工事が発生しますけれども、それも当然修繕費として原価に入ってくると。

今回の論点としましては、さまざまな電源構成の変更でございますとか、あるいは自社からIPP等の他社供給力に転換していくと、そうしたことに伴いまして、例えば送電設備等の建設計画はどういう変更があったのかと。次のページの東電タスクフォースですね、去年の夏から秋にかけての議論でも若干提起をされていましたが、こうした論点。

それから、修繕費につきましては、先ほどの収支の関係でも収支が苦しいときには若干、繰り延べると、先送りするというのがございましたけれども、どういう考え方でその修繕を行っていくというふうになつてきているかと。これも個別論、若干入っている面がありますけれども、こういうことでございます。その際、過去、大幅な乖離があったと、原価で積んだ修繕費と実際に行った修繕の額に大きな乖離があったと。これはその考え方からすると、どういう考え方でそうなったのかということでございます。

3番目は、これも各論に最後はなっていくかと思えますけれども、先ほど来、八田先生等々ご指摘いただきました入札実施の考え方でございます。

事務局からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

以上、前提計画についての論点でございますが、議論の端緒として、事務局にご作成をいただいたものでございまして、もちろんこれを含めて委員やオブザーバーの方から、また新しい論点をご提示いただくのはもちろんウエルカムでございますので、それですよろしくお願いをいたします。

それでは、また東京電力から、今回の料金算定に当たっての前提計画の内容につきましてご説明をお願いしたいと存じます。大体15分程度でお願いできますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

はい、承知しました。

お手元には資料7-1ということで、前提となる諸計画ということで、裏をめくっていただきますと、諸計画のガイド、今、片岡課長のほうからのご説明がありましたので、この部分につきましては、大きな流れとして供給計画があり、その中で需要想定、供給力想定、燃料消費、そし



て設備のほうの計画、それから経営効率化の計画、具体的な社内計画と、こういったようなステップでもって進めているということだけを少し前提としてご説明申し上げます。

具体的には、7-2のほうの資料をごらんいただきたいと思います。

1コマ目、右上に1と番号を振ったコマでございますが、需要想定では1カ月とか1年といった一定期間に使用される電力量というものと、一定期間のうちに電力が最も多く消費される最大電力ということを想定しているわけでございます。

①の電力量。ご家庭などの電灯、それからオフィスビルや商業施設などの業務用、それから工場・インフラ関連の産業用など、用途ごとに想定するのは5年と置いています。

最低電力の②のことですが、想定した電力量をもとに電気の使われ方、すなわち昼間や夜間に電気のご使用のパターンというものを考慮して想定するわけでございます。

おめくりください。右上に2コマ目でございます。この電力量から最大電力を想定する一連の流れ、これを示してございます。

①の電力量のところですが、まず用途別に年間の電力量をそれぞれの実績傾向とか関係の深い経済指標との相関で、電灯、業務用、産業用と。あるいは、動力である低圧電力、深夜電力、それから深夜電力を主力としたその他電力、こういったふうに分けて想定いたします。その後、過去の実績をもとに月別に、そして低圧、高圧、特別高圧、電圧別にというふうに配分していくわけでございます。

②の最大電力というのは、想定した全体の月間電力量から最大電力が発生する日の日電力量を求めまして、そしてその1日において電力が最も多く使用される最大電力を想定するわけでございます。

次の3コマ目は、用途別のお客様のイメージ、特徴。4コマ目は経済指標との相関ですので、記載のとおりでございます。

5コマ目に移っていただきまして、今回の需要想定における主な前提がございます。

経済見通しのほうは、民間のシンクタンクの平均的な見通しを採用しております。復興需要などから、今後我が国の経済が回復に向かう見通しということでございます。

次の、オール電化の住宅。震災以降、営業活動を中止しておりますが、今後も一定程度の普及継続という見通しでございます。

3番の新電力、PPSですね、のご契約の切りかえの影響。これは新電力の新規発電所の運転開始の影響を、需要想定に反映しているわけでございます。

4番の気温の見通しですが、平年並みを前提としているということでございます。

おめくりいただきまして、6コマ目でございます。

節電の考え方です。昨年度は夏期の電力使用制限令による節電のご協力をいただきました。ありがとうございます。ヒアリング、アンケート調査を通じまして、今後のお客様の節電継続の意向を調査しました。今後の節電影響量をそういうことで需要想定に反映しているということでございます。

続いて、それぞれの想定手法について個々にご説明申し上げます。7コマ目でございますが、まず電灯のうちの従量電灯、これが大宗を占めますけれども、左の囲みにあるとおり従量電灯にはご契約規模、メニューによりまして、ご家庭を中心とした従量電灯Bをはじめ、5つの契約種別がございます。契約種別ごとにお客様の数でございます①口数と、お客様当たりの電力所要量である②原単位を想定しまして、それぞれ掛け合わせて電力量を想定するということをしております。口数のほう想定は、Aの人口の見通し、Bのお客様1口当たりの各人口割る口数とか、これを用いまして求めるわけでございます。

当社エリア内の人口は、他地域からの人口流入が続きます、短期的には微増で推移する見込みです。1口当たり人口は、単身世帯の増加などから、今後も減少傾向で推移する見通しでございます。こういった人口動態を反映しまして、従量電灯合計の口数は、今後も緩やかな増加が継続する見通しでございます。想定では、過去の実績傾向をもとに、これを契約種別ごとに配分してまいります。

続いて、その契約種別ごとに原単位を実績傾向から想定します。原単位は、新型の家電機器の普及などの増加要因がある一方、機器の省エネという減少要因もありまして、伸び悩み傾向にございます。特に震災以降は、節電へのご協力によりまして、原単位は大きく減少し、今後も大きくは回復しないという見通しになってございます。

以上が、従量電灯の想定手法ですが、8ページのところから10ページまでは、他の用途についての想定手法を記載してございますが、説明は省かせていただきます。それぞれの実績傾向、関連性の深い経済指標、例えば業務用であればGDP、産業用であれば鉱工業生産指数の見通しといったようなものを用いて想定しているわけでございます。

11コマ目をごらんください。最大電力の想定の方でございます。これは、この枠にありますように、想定した電力量から最低電力を想定するフローでございます。夏の最大電力は主に8月に発生しますので、8月の月間電力量を用いるわけでございます。

次に、月間の電力量に占める最大電力から上位3日の電力量の比率、これを想定しまして、最大電力が発生する日の電力量というものを算出いたします。そうしますと、1日の電力量から、今度は日負荷率という概念を用いまして、最大電力を想定します。

この日負荷率というのは、14コマ目に記載しておりますが、後ほどと思えますけれども、14コ

マ目をあけていただけますでしょうか。ちょっとご説明申し上げます。このグラフ、1日における電力需要を示しております、日負荷率は24時間の平均電力を15時の最大電力で割るということで算出しております。右側のグラフのように、昼間の電力需要が抑制されまして1日の電気の使い方がフラットになるということで日負荷率はこの場合上昇いたします。

日負荷率の想定というのは、その下の15コマ目にお示ししています。昨年の夏は、電力使用制限令などによりまして、昼間の時間帯を中心に節電に大変なご協力をいただいた結果、左側のグラフにありますとおり、日負荷率は大きく上昇いたしました。今後は、昨年夏のようなお客様に無理をお願いするような節電を見込んでおりませんが、引き続き無理のない範囲での節電へのご協力がちょうだいいただけるものと考えておりまして、震災前より日負荷率は高水準となる見通しでございます。このように想定した日負荷率と日電力量を掛け合わせることで最大電力を想定してございます。

18コマ目に飛んでいただきたいと思います。これは、このような手順で想定した結果でございます。その手前のところは、その途中のそれぞれのところでございますので。用途別の電力量と最大電力の結果でございます。販売電力量全体で見れば、今後も節電へのご協力が一定程度継続するというふうに思いますが、景気の回復基調などを受けまして緩やかに回復していく見通しでございます。最大電力もこうした電力量の回復傾向を反映しまして、同様の動きを見込んでいるわけでございます。表の一番下のところでございます。

電力需要想定につきましての説明は以上でございます。

次に、電力算定の前提となる供給力のほうにつきまして、次の7-3のほうをごらんいただきたいと思います。

1コマ目のところは、これはいつもごらんいただきます1日の電気の使われ方でございます。改めて言うまでもありませんが、燃料単価が安い石炭火力、一般水力等、原子力もそうでしたが、ベース供給力、そして24時間運転します。燃料単価が高い石油火力、揚水水力、ピーク供給力として昼間の電力需要が大きな時間帯に運転し、夜間は出力を下げる、もしくは停止するというのをやっております。LNGがベースからミドルとして運転しております。このように、各供給力の燃料単価に応じて、そのほか環境面とか、燃料等の運用時の制約がございますけれども、運転可能な範囲で最も経済的になるように発電しております。

具体的に説明してまいります。2コマ目をごらんいただきたいと思います。

ここでは、供給計画を作成する際に供給電力量をどのように各電源に配分しているかと、その算定の流れについてご説明しております。

まず、当該期間、ある期間の電力量を想定いたします。次に、その電力量を満たすように、各

供給力の電力量を配分いたしますが、最初のステップとしては、自社火力をまず除いておきまして、大宗を占める自社火力を除いておきまして、自社原子力、水力、新エネ、他社購入電源を経済性を前提に配分してまいります。これらは自然エネルギーであったり、原子力とか契約上の制約のある他社電源でございますので、調整の裕度は少のうございます。それでも、自社調整可能なものはきちんと自社火力の見通しとともに調整はしてございますが。

次に、ピーク電源としての揚水発電所を必要最小限となるよう配分して、結果残った電力量を自社の火力に配分するという手法でございます。その際には、各発電機の補修停止状況とか、調達受け入れ可能な電力量、環境アセスによる運用制限、上限、それからNO<sub>x</sub>の排出量といった、こういった環境制約がいろいろございますので、その範囲内で運転単価の安い電源がより高稼働となって最も経済的となるような運転計画を作成いたします。

3コマ目をごらんください。これ自社火力の配分についてご説明しております。火力発電所は主に、言うまでもなく石炭、LNG、LPG、都市ガスなどといったガス火力、石油火力、いろいろございますが、これらの発電所の配分には、補修計画、それから発電熱効率、それから燃料価格などの電源の特性、環境面の制約を踏まえまして、低いほうから石炭、それからLNGを最大限配分いたしまして、残りを石油系に割り当てることを基本としております。

円グラフに示してございますが、3カ年の燃料別の発電電力量割合、表中の運転中利用率からもご理解いただけたと思いますが、発電燃料単価が安い石炭、それから熱効率の高いガス火力、こういったものが高い利用率で発電電力量を多く埋めているということでございます。

一方で、相対的に燃料単価の高い従来型のガス火力がございます。それから石油火力。これにつきましては、単価に従いまして利用率を抑えて、経済性の原則に従って配分しているということでございます。

4コマ目をごらんください。ここには各発電所ごとに24年度計画での配分結果が記載してございます。燃料種別、それから利用率、単価等々でございます。石炭火力はベースとして運転してございます。LNGには年間の燃料の使用量の制限がございますので、高効率な発電所ほど単価が安いものですから、そこを高稼働としております。石油火力については、石炭、LNGの配分した残りの分を配分しております。24年度については、火力電力量が非常に大きいため、石油の電力量も大きくなってございます。

5コマ目をごらんください。他社火力のほうでございます。他社火力につきましても、自社と同様に単価の安いものほど高稼働としてございます。IPPにつきましては、契約条件によりもともと定められたパターンというものがございますけれども、プラマイ10%の範囲を基本に配分をさせていただいております。この範囲の中でコストの安いものほど高稼働になるようにしてご

ざいます。

6コマ目をごらんください。以上の結果から、全体の電源別の電力量バランス、ごらんの表のような集約結果となっております。

1コマ飛ばしまして、8コマ以降のところは、具体的な電源開発計画をお示ししてございます。

9コマ目をごらんいただけますでしょうか。ここには具体的な地点が書いてございますが、震災前から建設工事を進めておりました広野の6号、それから常陸那珂の2号、これは石炭火力でございまして、それから、川崎2号系列は高効率のLNGコンバインドサイクル発電でございまして、こういったところは、安定供給の確保と燃料費削減といった観点から、コストダウンを実施しながら開発を継続してまいります。

また、震災後の供給力対策として建設しました緊急設置電源、このうち千葉の3号と鹿島の7号につきましては、ガスタービンの排熱蒸気をつくる排熱回収ボイラー、蒸気タービンをつけまして、コンバインドサイクル化するというところで高効率化を図って、燃料費の削減を図る計画としてございます。

10コマ目をごらんください。電源開発計画、年度展開でございますが、この中では、今ご説明したものと重複するものもございまして省略しますが、後年度、28年、29年運転開始の川崎2号系列がございまして、それよりも後に開発する電源につきましては、現在の厳しい資金状況を踏まえまして、入札電源による他社資本を積極的に活用してまいります。具体的には、総合特許に記載しておりますが、31年度以降、260万キロワットの入札電源を計画に織り込んでございます。

それで、想定される最大電力が表に書いてございますが、適正な予備力を確保する計画ということで計画しているんですが、図の下に記載のとおり、今回計画から逼迫時需要抑制電力というものを計上しまして、需給バランスに加えることで発電設備の投資を抑制し、必要な設備スリム化に取り組んでおります。

なお、この表を見ていただきますと、29年度以降のところの予備力、予備率がちょっと低くなっておりますが、電源開発様の大間原子力発電所の運転計画が未定になったということに伴いまして、これは下回っております。大間様のほうの扱いが明確になった時点で、中長期の計画でございまして、見直してまいります。

12コマ目をごらんいただけますでしょうか。これは火力の廃止計画について、ちょっと言及させていただきます。震災以降、燃料費の高い石油火力、コンバインドサイクルに比べて熱効率の低い従来型のLNG火力の高稼働が続いておりますが、これらの設備の多くは、もう運転から40年以上経過した経年火力でございまして、これらは新規電源の運転開始、あるいは柏崎刈羽の運転再開などに伴う需給状況を踏まえまして、順次廃止をして、設備にかかるコストと燃料費を

削減する計画としてございます。

また、緊急設置電源につきましては、先ほど申しましたコンバインド化を図る千葉の3号、鹿島7号を除いて、25、26年で順次停廃止する計画でございます。

13コマ目は、これまでお示ししました供給力増強対策などに対応して、引き続き電気を安定的にお届けするという観点からの、送電設備や変電設備についても一部増強などの工事が必要となります。その主なものをここに記載してございます。計画のことにつきましては、震災の影響を受け、電力系統の状況が変化したことを踏まえまして、策定、検証し、投資額の削減も図った上で実施することといたしました。

14コマ目をごらんいただきたいと思います。これは、総合特別事業計画に至る設備投資計画の策定プロセスについて説明してございます。まず、もともと震災前の設備投資計画がございました。これに、緊急設置電源の建設など、供給力を増強する方策、それから福島第1、第2の改良投資計画、それから電源開発計画の見直しに伴います流通設備の計画の見直しなど、震災後の状況の変化を織り込んだ計画、計画の原案を策定いたしました。

次に、この原案に対しまして、経営・財務調査委員会、第三者委員会による調査が行われまして、IPPの卸入札をもっと活用する。あるいは、福島第1、第2の停止に伴う流通設備計画の見直しとか、スマートメーター等の効率的な需要抑制方策といったものの削減方策をご提言いただきました。

これらの方策、調達改革に関する提言を踏まえまして、徹底した合理化に向けて原子力損害賠償支援機構様と検証を行いまして、需要抑制方策を本格的に取り組んでいき、火力電源地点の他社電源化などの設備投資削減方策を織り込んだ総合特別事業計画を、先般作成したわけでございます。

15コマ目をごらんください。この総合特別事業計画におきまして、電気事業設備投資、24年から26年までの3カ年平均で6,987億円、24年から33年まで平均で6,676億円となっております。この計画には、需要抑制方策とか火力電源の他社電源化などで、10カ年で9,349億円のコスト削減を反映してございます。こういったグラフの状況です。

このグラフに記載されている「電源拡充」とかいうので、これは発電所の新規建設にかかわる投資で、「基幹拡充」というのは、超高压の送電設備の新規建設とか増容量にかかわる投資でございます。「電源改良」というのは、既存の発電所の健全性維持・向上を目指した投資。「流通改良」も、既存のそういったものの県税性維持・向上ということで意味して書いてあるわけでございます。

最後に、飛びまして27ページ目をごらんいただけますでしょうか。

先ほど、委員長様から、この論点に対してありました、過去大幅な原価と実績の乖離があったのはなぜかといった点ですね。修繕費でございます。ご説明させていただきたいと思います。

この左下の棒グラフがございますが、これは料金改定がなされたときの各年ごとに3本、棒グラフを立ててございます。それぞれの左端が料金原価、真ん中が修繕計画、右が実績で示してございますが、左の料金原価と真ん中の修繕計画、これはほとんど差がないのはおわかりいただけるかと思います。

修繕計画というのは、料金改定の実施の有無にかかわらず、毎年洗いがえをしていくものでございまして、先行き3カ年平均の目標水準を設定して対外公表もしてきているわけでございます。料金改定の際には、実績などを踏まえつつ、直近の修繕計画の目標と整合をとった額を原価に反映しております、決して計画に比べて過大に見積もっていたというわけではございません。したがって、料金計画と実績との乖離が出ておりますけれども、これはほぼ、私どもの修繕計画と実績との差によるものと言いかえることができるかと思います。

この修繕計画と実績の差、なぜ出たかということが、2つの要因で発生したというふうに分析しております。

1つは、当社、震災前においても費用削減努力をしてきたわけでありまして、私どもなりにそういう手綱を緩めることなく費用削減努力を継続して実施してきて、目標水準に比べ、実績の費用削減が深掘りする傾向にあったということは、これは挙げられます。

もう1つは、原子力の停止とか原油価格の高騰などで経営が圧迫される事態に直面した際に、例えば平成14年度のと看、原子力の発電所の点検・補修にかかわる不適切な取り扱いということで、すべての原子力が停止しまして、皆様に大変なご迷惑をおかけしたので申しわけなく思っておりますが、そういうことがあったときに、収支に与える影響が大変大きかったという事態がございまして、原子力発電所の修繕計画は当然見直しになるんですが、定期検査を予定した火力発電所の検査を繰り延べるとか、安定供給確保を前提にしつつも、修繕工事を翌期以降に繰り延べたり中止するなどの方策によりまして、当社が調整可能な費用を削減いたしまして、収支の悪化を最小限にとどめるよう努めた結果、計画に比べて大きく下回ったというのが実態でございます。

私からは以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

資料8でございますが、これはきょうご欠席の秋池委員からご提出をいただいたものでございます。

料金算定に関する前提計画のうち、効率化計画については別の回で議論されることと理解しております。私もそう理解しております。

その他の計画を対象に下記確認をお願いいたします、というところでございます。

いずれも大きな論点だと思いますが、今、常務からご説明いただいたこととの関連で、特に販売電力量、それから最大電力は緊急特別事業計画時よりも減少しているということで、それはまさに結構なんです。で、平成24年から26年度の抑制策として、現実的な最大限の、つまり抑制の方向での最大限ということですね、そういう数値が織り込まれているかどうかについてご説明をいただきたいということでございます。

これについては、一部既に高津常務から今ご説明をいただいたと思いますが、この点について、今後深掘りをしなければいけないというふうに思います。これ、どうぞ、秋池委員からのペーパー、適宜ご参照ください。

それでは、ただいまの東京電力からのご説明に関しまして、ご質問、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。事務局からもご説明いただきましたので、事務局に対するご質問でも結構でございます。どうぞ、ご発言のある方はどうぞ。

どうぞ、山内先生。

○山内委員

遅刻をいたしまして、大変失礼いたしました。

供給力のことなんですけれども、昨年、震災の後に計画停電があり、そして夏のピーク時を目指して節電ということであったわけなんですけれども、そのときは率直な感想として皆さん疑問に思ったのは、供給力はこれだけなんですというその数字が、かなり変化したといえますか、ぶれたと。これはいろいろな、今まで使っていなかった発電所を使い始めるだとか、あるいは供給能力アップをするだとかでふえていったわけなんですけれども、恐らく揚水とかそういったものの使い方いろいろ変わってくるんだろうと思うんですけれども。

で、私の感想で言うと、あの情報の出し方ですと、一般の我々の利用者はかなり不信を持って、どこかに隠れていたのではないかとか、あるいは何か小出しにしているんじゃないかとか、そういうイメージを持つんですね。

きょう、ご説明を7-3で伺いまして、かなり具体的にどういうふうに計算されているかということにはわかったんですけれども、どうでしょうか、去年の状態というのは、かなり緊急なものであって、ああいった供給量の不確定性というのはおかしいですけど、確定性ですかね、というものは存在するかどうかというのが、まず私の1つ目の質問で。

今回のこの供給力の計画についても、今の質問と関連するわけですが、どの程度の確定性を持



っているのかということですよ。前半のもちろん議論になったと思うんですけども、例えばいろいろところで競争的な調達をするだとか、あるいは購入電力についてもこれからIPPとか活用するとか、あるいは、具体的にどうなるかわかりませんが、発・送電分離的な発想で言えば、電力の調達自体がもっと全体的に競争になっていくと、こういうことだと思うんですけども、そういうことを考慮したときに、この供給力の前提の確定性というか、そういったものについてちょっとご説明いただければありがたいと思うんですけど。

○安念委員長

いかがでございますか。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

昨年のときには大変ご迷惑をおかけしたんですけども、福島原子力発電所がとまったと同時に、太平洋岸の火力は全部とまってしまいました。同じようにとまって、合計で2,000万キロワット以上も一気にとまってしまいました。その後、本当に私どもとしても、まさに今まで経験したことのない事態だったものですから、緊急的ないろんな電源を世界じゅうから集めるとかいったことで、大変時間との戦いでやってきたということは事実です。

それから、復旧についても、広野の復旧だとか、そのほかの鹿島の復旧だとか、いろんなところも、なかなか壊れ方もすごいものですから、どれだけの時間が復旧かということがわからなかったということもございます。そういう意味で、少し結果的には一生懸命頑張った部分が後出しみたいなふうにとられたという部分もあろうかと思えます。

それで、あと揚水なんかにつきましても、本当に運用上の問題がございまして、ベースの部分がなくなると揚水原資がなくなっちゃうという、これはなかなかご理解が難しいところがあるかと思えますが、そういったこともありまして、火力がどんどんできて安定的な部分が出てくると、揚水のほうもそれに応じて出てくる、揚水原資が出てくるというようなことで、相乗的になった部分があるかと思えます。

そんな意味で、1年前のときには、ああいったふうなことで最大限、どんどん追加的にいったという部分があるかと思えますが、それから1年以上の経過でございます。今回の中では、そういったところを、我々の長年のいろんな実績を踏まえまして供給力として、しっかりそれなりの確度を持ってですね。

ただ、いろいろ別に火力なんかはかなり無理して使っている部分があったりしまして、そういった場合には、故障率みたいなものを少し修正するとか、そういったようなことを工夫しながら、この全体バランスがとれるようにやっているというのが実態でございます。

イオのほうからも何か。

○東京電力株式会社説明補助者①

今、高津からのお話にございましたように、去年は震災後、供給力、供給バランスにつきまして、3月、4月、5月と3回プレスをやらせていただきまして、そのたびに供給力が上がっていくというような状況でございました。これは、今お話あったように、やはり一番わからなかったところが広野とか、それから鹿島、こういったところが津波と地震でかなり被害を受けました。それが本当に夏までに戻るかというところが勝負でございまして、これを3月、4月、5月で現場を見て、そして作業員を各メーカーさんあるいは関連会社いろんなところから集めて、そして、もう本当に会社を挙げて復旧に当たりました。その結果、大体5月の中旬には、これらの火力がすべて戻るというような確信を持ちました。

そうなりますと、先ほどありましたように揚水というのはベース火力、これがしっかり動けば夜間水をくみ上げることができます。そういうことで、一番最初、3月のときは揚水の評価がこれが非常に難しく、揚水のところは不明ということで公表させていただきましたけれども、その後400万キロワット、最終的には750万キロワットというところまで使えるということを見込みまして、最終的な供給力として、5月の中旬だと思えますけれども、大体5,500万キロワットを確保できるというような発表をさせていただいたというわけでございます。

今年度については、そういった不確定要素は余りないので、この間発表させていただきました5,771万キロワットというのは、かなり確度は高いということでございますが、これも、先ほどお話がありましたように、古い火力が相当動いてございます。そういったことで、そういった停止リスクもございますけれども、これについては事前に万全に補修等を行いまして、夏の安定供給を確保していきたいと考えてございます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、阿南さん。

○阿南全国消費者団体連合会事務局長

今の供給力なんですけれども、この説明によりますと、要するに原発に頼れば十分な供給力が安い電気料金で確保できますよということでした。そういう説明でしたけれども、果たして本当にそうなんでしょうか。原発ゼロの試算も出ていますが、そうしますと3.7円でいけますというお話でしたが、本当にこれくらい原発に頼って供給力を確保しようとしたときには、本当にそれが可能なんだろうということをお聞きしたいんですね。

なぜかと言いますと、原発は今回の資産に入って計算されていますけれども、資産価値というのは今は全くゼロのベースですよ。ですから、そういうのと、それと今回の特別事業計画の中には、第一原発の事故を起こした4基の冷却ですとか汚染水の浄化なんかも、そのコストに今回含まれているというふうに思いますけれども、今後それだけではないですよ。事故の対応について、かなりのコストがかかってくるということを考えますと、じゃ、原発に頼って、果たしてそんなことが実現できるのかどうか。

3年間の計画というふうなことで当面出されていますけれども、3年間はいいかもしれませんけれども、その後どうなるんですかということとは全く信じられないし、それから、これから事故を起こした4基の廃炉が決まっています。そうしたことに対する対応なども、ひょっとしたらこの電気料金に反映されてくることになるんでしょうかというふうなことを、ちゃんと展望を持って語っていただければというふうにして思いますが。

○安念委員長

ちょっと、今のご質問、コストを考える上で非常に重要なんですが、原発の後処理の費用とおっしゃっているのは、被災者に対する損害賠償は含まないご趣旨ですね。

はい、わかりました。

それと、今、当座いろいろ冷却等にかかる費用と、それから廃炉にかかる費用と、これを電気料金のほうに反映されることになるのかというのが、まず第1ご質問ですよ。

ちょっと、これは重要な点ですので、お答えいただけますでしょうか。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

まず、当座という意味で原子力発電所を、我々がもし再稼働があった場合に出てくる、かかる費用というものがこれこれですというのがありまして、それ自身はかなり安くございます。で、今、阿南委員がおっしゃられましたように、その後の私どもがしてしまった事故にかかわる部分の扱いということが料金にどう反映されているかということでございますが、現在そういったものにつきましては、特別損失ということで料金の原価の中には入れてございません。もちろん、賠償のほうのお金も国からお借りしていずれお返しするんですが、それもこの原価の中に入れてございません。

原価の中に入っておりますのは、先ほどご指摘にありましたように、福島の方で1から4号までを安定的にずっと廃炉まで持っていくために、水をどんどん循環させたりとかいうことをやっていますが、ああいった安定的に維持していくためのお金というものを、ぜひ、これは料金の中にお願ひしたいということで、現在入れてございます。それはある意味、一つの法律というものもございまして、そういう中でもそういったことはしっかりやるようにという規定はあるわけ

でございますけれども、そういったことも含めまして、あれをしっかりと安定的に維持して収束に持っていくための恒常的な費用というものは、料金の中にお願ひできないかというふうに考えてございます。

くどいですが、原子力発電所、今運転している、それで、運転できていませんが、運転したとした場合の燃料費の分、それから、一方で火力のほうの燃料費の分、これは現実の足もとの処理として差がございますので、そういう意味で収支に大きく影響するというところでございまして、今回の事故といった特別なものを、どう今後の計画の中で織り込むかということにつきましては、お国なりのほうでしっかりいろんな議論がなされているというふうに承知しております。

○安念委員長

廃炉費用の点についても、ご存じの方はご存じでしょうけど、ちょっとご説明いただけませんか。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

廃炉のほうにつきましても、今後出てまいるとは思いますけれども、その扱いにつきましては今後の検討状況でございまして、この原価の今回の中には織り込んでございません。

○安念委員長

ということでございます。原価構成について。

それから、ランニングコストについて明らかに原発が安いというご認識ということでございます。

八田先生。ちょっと待ってください、また後ほど深掘りいたしましょう。八田先生、どうぞ。

○八田委員

規制料金の設定で公正報酬率を与えているということは、仮想的に当該産業が競争的であるならば長期的に実現するだろう価格の水準に規制しましょうということですね。現実には、競争的な産業の中の企業に何らかの事故が起きたときには、それに伴って発生した費用は価格には上乗せできません。事故を起こしていない他の競争的な企業が、もっと安い値段で売っているからです。したがって、費用が増加した分だけ、事故を起こした企業の利益が減ります。

そういう考え方から言うと、事故の関連の費用というのは、規制料金に上乗せするべきではなくて、利益の減少、すなわち株主の損失、で賄うというのが、原則じゃないかと思うんですね。したがって、私は、事故関連の費用は、ここに入るべきじゃないと思います。それが1点です。

もう1つ私が伺いたいのは、電力会社の余剰電力の限界費用と取引所の価格との関係です。よく問題にされてきたことは、取引所の価格よりも、燃料費で見たら限界費用が安い電力会社の電力が市場に出てこないことです。これはさまざま、理由があるかもしれないけど、一種の競争阻

害の行為の結果である可能性もあります。

しかし、もし仮に電力会社が、取引所価格より限界費用が安い余剰電力を取引所に売ってくれば、電力会社の株主にとっては、その分取引所価格と限界費用の差の分だけ利益が上がります。それと同時に、規制料金も下がります。なぜかという、余剰電力に相当する部分の固定費は、今は規制料金と自由化部門に均等に配分されているのが、取引所に売られれば、自由化部門のみにきちっと配分されることとなります。結果的にその分規制料金も下がります。したがって、これまでどの程度、取引所に対して積極的に売ってこられたかを伺いたいと思います。限界費用が取引所の価格よりも安いときに取引所に売らないでとっておいた電力がどの程度あったのか、そこに関して伺いたいと思います。

以上です。

○安念委員長

これは原理的な問題ですよ。つまり、取引所の市場価格が限界費用に近似しているのであれば、もっと安い電源は市場に流して売ったほうが得だという、ある意味でわかり切ったことですよ。そういうふうにプラクティスがなっていたのかということですよ。

○東京電力株式会社説明補助者①

取引所の昨年の実態をちょっとお話しさせていただきますと、我々も原子力の災害前、まだ需給のバランスが供給力に余裕があったときは、売りも買いもこれは、我々、限界コストに売りの場合については固定費を乗せて、あるいは買うときは限界費用以下というところを利用させていただきました。ただ、昨年は残念ながら、非常に需給が逼迫してございました。そういうことで、我々は売るよりもむしろ買うほうを優先させていただいて、昨年のスポットの実績も過去最高、数字で申しますと約12億キロワットアワーぐらい取引所から調達してございます。

これも、当然ながら当社の限界コストよりも安いコストで調達できましたので、メリットもそれなりにたくさん出てございます。

で、現在、売りについても、我々余裕があるときには売っていかうという姿勢で、売りも出してございます。実際に、今、かなり取引所のスポット価格も上がってございますので、それなりに成立してございまして、幾らか買いの成約もできてございます。

これから先、例えば供給力が余裕ができてきたら、我々としてもある一定の売り買いを同時に行っていきたいと考えていますけれども、いかにせん、昨年度そしてことしは、まだなかなかそういう出せる玉がないというのが残念なところでございまして、これについては我々もこれから先、取引所の活性化についていろいろと検討してまいりたいと考えてございます。

○安念委員長

とおっしゃるんじゃないかなと思っていたんですが、ドライに割り切れれば、余裕があることと市場に玉を出すこととは、私、関係ないんじゃないかと。要するに高い安いだけで割り切ればいいんじゃないかななんて、素人の考えかもしれませんが、私はそう思っているんですけどね。

○八田委員

それから、このことは、今の東電さんのことだけじゃなくて、ほかの電力会社さんに対して、これから値上げ申請があるときに適用しなきゃいけない基本的問題だと思います。

○安念委員長

顕著ですね、ええ。

○東京電力株式会社説明補助者①

もう一つ言い忘れましたけれども、キロワットの需給バランスが厳しいというのもございますけれども、もう一つ、キロワットアワーですね、燃料の厳しさというのも昨年ございました。特に冬場は、広野の火力にこれ海が荒れまして、防潮堤も壊れて、なかなか石油を積んだタンカーが中に入ってこられないという状況がございました。そういったことで、我々、火力で炊く石油が非常に不足して、キロワットアワーという面からも不足しました。

そういったことで、取引所からは夜間中心に買いを行いました。もちろん昼間も同様でございますけれども、夜間の安い電気をなるべく集めようということで、先ほど言った数字、過去になんて数字を逼迫買いということでやったわけでございます。ぜひご理解いただければと思います。

○安念委員長

ただ、そう言っちゃなんだけれども、去年のことは火事場だからちょっと括弧に入れておこうと、それはいいですけども、しかし、去年はあれですよ、タンカーが荒れたのは東電さん関係だけのタンカーが特異的に海が荒れたということはないだろうから、どこの電力各社さんも多分、限界費用は上がっているんだろうと思うんですが、それでも、なおかつ御社の限界費用よりも安く調達できたとおっしゃるんなら、それは前からそういうふうになさればよかったんじゃないかななんて、私は思うんですけど。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

先ほど、八田先生のご意見の中で、1Fの廃棄に伴う費用について料金原価に算入するかどうかということを検討する前提として、いわゆる通常の廃炉と言われている1F1~4号機以外の全国にある原子炉の解体に伴う費用というのは、会計上、引当計上しています。それは炉基法であ

ったり原災法等の規定によって、そういった義務が事業者としてあると理解しています。

今回のケースで、事故が起こったときのその義務と料金原価の関連がどうなのかというのは、非常に難しい判断とあっていて、そこは事務局の方にお聞きしたいんですけども、その辺の法律的なたてつけがそもそもカバーされているのかどうかというところが、重要なポイントになるかと思っています。

したがって、ここは非常に議論するにはセンシティブな問題でもありますので、そこに法律的な根拠はどこにあるかということをごきちんとして議論する必要があるかと思っています。

以上です。

○安念委員長

事故対応の特別の規定というのはないですね、現行法での対応。

○片岡電力市場整備課長

今回も、通常必要な廃炉の費用における積立不足額については、これは1Fの1から4については、これは特別損失で処理されるんだと、積立不足についてはですね。将来稼働した場合には、積み立てたであろう分の不足額については、そう処理されたというふうに理解しています。

事故に伴いまして、当然それ以上にかかっているわけでございまして、それについての扱いは、法律には特段規定はないと理解していますので、まさに今後の検討事項だと思います。

ただ、いずれにしても、今回の電気料金の原価には、そういう設備に関する費用は入っていないことだと思いますけれども、次回以降、個別のところでご議論いただければと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。

理論的には、ものすごく難しいというか重要な論点ですね。

松村先生、どうぞ。その次、八田先生。

○松村委員

まず、基本的な枠組みですけど、本来、料金はフォワードロックアップなので、過去どうしてきたかではなく、これからの収入とこれからの費用を検証するのがこの委員会の役割です。過去、市場を使ってきたかどうかという点は、本当は知りたくてしょうがないのですが、それは、この委員会の本来のミッションからすれば、これからどうなるのかが重要であり、これからどうなるのかを知るために過去のことを調べる必要がある、という整理になるはずですよ。

したがって、もし仮に過去、市場を十分使っていなかったとしても、あるいは、昨年度は計画停電を夏にも準備しなければいけないという、そういう状況下での行動と、これからのものは違

うので、状況が違うという説明は受け入れざるを得ないと思います。しかし一番聞きたいのは、これからは変わるのですよね、という確認です。今までうまく使えていなかったとしても、今後は当然変わるということを聞きたいのです。

それから、この事故関連の費用に関してです。かなり難しい問題です。八田先生がおっしゃったことはまさにもっともで、その考え方を反映して、例えば特別負担金は原則として料金として入れないと整理されているわけです。それから、資本関連の費用も特別損失と分類し、料金原価には入れていません。もちろん、除染の費用も入っていない。かなり大きな費用の部分は料金原価に入っていないのです。

入っているのは設備の維持にかかる経常費用等です。福島第一の1号—4号機は未来永劫動かさないわけですが、これは安定的にとめていてもらわないと困る。このための経常的な費用が、既に述べた理屈で料金原価に入らないのかどうか、私にはわかりません。

例えばももとの状況でも、ある種の保険料のようなものというのは、本来電気料金の中に入り、原発はこれだけコストがかかっているということ、ある種明示されるべきだったのに、それが事実上入っていなかったわけです。結果的に起こった事故に対して、これからの電気事業を継続していくためにも、福島第一で何かトラブルが起こったら致命的です。もちろん国民にとっても致命的ですが、東京電力にとっても、電気事業の継続という観点からも致命的なわけです。

したがって、東京電力が電気事業を継続していく限りは、そこで発生する人件費等は負担せざるを得ない。これはまさに電気事業の継続のために不可欠な、経常的な費用です。そこを料金で考えるのも、全く理屈が立たない話ではないと思います。入れるべきという理屈も、入れるべきでないという理屈もどちらの考え方もあり得ると考えます。入らないのが当然だとまでは私は考えていません。その点については、もう一度きちんと議論することがあると思いますから、そのときに集中的に議論すべきことだと思います。

以上です。

○安念委員長

ぜひ、先生方のお知恵を拝借したい。私もそのF1の1号機から4号機までを比喩的に言えば、要するに寝かしつけておくための費用ですよね。それをどう考えたらいいのかというのは、絶対額において非常に大きいとは言わないけれども、多分数百億オーダーになってくると思うので、ぜひその理論を。私はもちろん専門家じゃないので、どっちの結論もないんですけども、どっちの結論でもいいから、とにかく理屈が欲しいという感じが、私もいたしております。

八田先生。

○八田委員



いえ。次は阿南さんですか。

○安念委員長

阿南さん、何か。

○阿南全国消費者団体連合会事務局長

わかりました。

○安念委員長

そうですか。

○八田委員

じゃ、私、さっきのに戻るんですけど、いいんですか。今のこの供給力じゃなくて、さっきの1対9の。

○安念委員長

どうします。じゃ、山内先生が何かコメントをなさりたいなら、その後にしでしょうか。

○山内委員

今の問題については、私は松村さんに近い考えを持っていて、どっちも理屈としては立つと思うんですね。それで、後のほうでおっしゃった、今、この現状から出発すると、確実にある意味ではこれ以上の害を及ぼさないような処理が必要であって、それは確かに原発を使っていたということの判断自体の問題もありますけれども、現状から出発すると害を及ぼさないような措置をするための費用負担というのは、ある程度今の利用者がするというのはあり得る話じゃないかなというふうに思っています。

○安念委員長

ありがとうございます。

八田先生。

○八田委員

今のことに関して言えば、確かに保険料を元来取るべきだったと思いますし、今後は取るべきだと思います。しかし保険料をこれまで取ってこなかった以上、事故費用はまずは株主が負担すべきです。次に株主が負担しきれないようだったら国が負担するべきで、規制料金に乗っける筋合いは何もないと思います。今後は国が電力会社に保険料の支払いを義務付けるべきだと思います。それが1つです。

それから、さっきの9対1の話には、多くの人が関心がおありだと思いますので、念のためもう一度、クларイフィケーション・クエスチョンをしたいと思うんです。柏崎の原発が停止したということも原因として挙げられているけど、燃料価格の歴史的な高騰も原因だと書いてありま

す。それで、詰まるところは、燃料費の占める割合が自由化部門は高いということなのですが、その理由ですけれども、規制部門というのは、配電に関して大変コストがかかる。だから、全体で見たら燃料費の占める割合が少ないんですか。

わかりました。そういうことでよろしいんですね。

そうすると、燃料が高騰すれば、当然、自由化部門でもって非常にダメージが大きいですね。このこと自体は柏崎の事故とは関係ないと思います。

次に、柏崎は停まったが燃料の価格は一定のままである状況を考えます。それで、燃料構成が変わるから火力の燃料をどこからか買ってこなきゃいけないというときに、規制料金のほうは上げられないわけですから、その費用の増加を、結局は自由化部門の利益の損失ということで負担しなきゃいけないという側面はあるんでしょうか。

要するに、柏崎が停まって、燃料の値段が上がったというんじゃなくて、純粋に原子力から火力へのシフトが起きると、当然費用が上がる。その費用を規制料金に上乗せすることはできないから、結局は利益が下がるということになるわけで、そこは結局、自由化部門の利益の相対的な低さに反映すると、そう考えていいんでしょうか。

○安念委員長

今のは燃料構成の変化ですね。ごめんなさい、失礼しました。

○八田委員

燃料構成の変化に関することを、今は自由化部門に押しつけているということがあるのかなど。もし仮にそうだとすると、2つは全く違った事情があつて、1つは、固定費の割合が違う。もう1つは、今の規制料金の設計の仕方があるという、2つに分けられるのかなと思ったんですけど。

○片岡電力市場整備課長

それは、そうではないと思ってしまして、先ほどもちょっと説明しましたけれども、つくるときにそもそも固定費、可変費を形式的に割り振っていますね。したがって、実績を計算する際もその費用で割り振りますので、その費用の付けかえがそこはないものですから、そういう意味では内部補てんして、自由化部門に押しつけるということはないと思います。

○安念委員長

東電さん、いかがですか。

○東京電力株式会社説明補助者②

おっしゃるとおりですが、基本的には、私ども、実態上、自由化部門のお客様にも、規制部門と同様の燃料費調整制度というのを、実は適用させていただいています。

○八田委員

それはわかります。

○安念委員長

燃調はわかるね。

○東京電力株式会社説明補助者②

したがって、先ほどの燃調でカバーできない分については、同じように自由化部門のお客様にも追加できない状況、当時の状況として、ということになりまして、これは両方、規制にも自由にも同じような追加できない部分の影響ってあったんですが、その効き方がやっぱり自由のほうはもともと可変費部分のウェートが大きいものですから、そこの影響が大きく出たというふうに私どもは考えております。

○安念委員長

可変費のウェートが構造的に大きかったからだという、そういうご説明ですよ。

○八田委員

そうなんですかね。

○安念委員長

またやりましょう。

○八田委員

あとで考えます。でも、その一番肝心なところは、燃料が上がれば今の構成でもって変わるといことですね。

○安念委員長

大体時間になっちゃって、とば口のところで、これだけのボリュームのある議論をしなきゃいけないかって、この先が思いやられますな。

阿南さん、よろしいですか。どうぞ。

○阿南全国消費者団体連絡会事務局長

先ほどの事故のつけの話なんですけれども、やっぱり八田先生がおっしゃったように、私たち、電気料金に添加されるのはもういかにも納得ができないというふうにして思います。

それと、最初から保険料などを組み込んでいくべきだったというふうなお話もわかるんですけども、ではいったいそうしたときに、今の2.4円だとかそれがどういう価格になるのかというふうなことも、ちょっと説明を、次回でもいいですので説明していただきたいと思います。

○安念委員長

そうですね。この点はどっちみちまた議論しなければならないと思います。

それじゃ、資料3のいろんなご質問、ご意見等について、きょうの段階で東電さんの側からお答えいただいたもの。それから、項目として全くお答えいただいてまだない……責めているんじゃないですよ、時間的にできるはずないんですから、いただいてないもの。それから、さらにもっと深掘りしてお答え、一応ご説明をきょういただいたが、もっと深掘りしてご説明をいただきたいもの。というふうに一応仕分けをして、これは私と事務局にちょっとおまかせいただけませんか。

それで、また、まことにご苦勞ですが、東電さんにまた、それぞれの段階でお答えいただける範囲でお答えをいただくということにしたいと思います。

きょうのところはこれくらいにさせていただきます。

ちょっと委員長の職権を使わせていただいて、雑談みたいで恐縮なんですけど、役員の報酬がゼロというのは、どういう意味ですか。役員としてのコストだから、利益処分としての役員のボーナスというのとは別の、役員としての報酬。つまり、使用人兼務の役員の方は、使用人部分の給料というのは出ているわけですか。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

先ほど来申し上げているんですけど、ゼロです。

○安念委員長

使用人部分も。使用人とは、つまり使用人と申し上げているのは……

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

今の言っているのは原価の中でのどう織り込んでいるかということですか。

○安念委員長

はいはい、ええ。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

一切なしです。

○安念委員長

ほう……。

ちょっと立ち入ったことを伺って恐縮ですが、高津常務の場合はあれですよ、取締役としてのステータスと、それからお客様本部長か、これは役員としてではなくて、付加分ですけれども、一種の使用人部分ですよ。そのいずれも原価の中には織り込んでおられない。

○高津東京電力株式会社常務取締役お客さま本部長

はい、ふだんね、おっしゃるとおりです。

○安念委員長

はい、わかりました。実際にはお幾らなんですかと伺いたいが、これは原価の問題とは関係がないから、それについては伺いません。要するに、この原価に織り込まれていないということだけ確認させていただければ結構でございます。ありがとうございました。

### 3. 閉会

○安念委員長

それじゃ、次に今後のことについて、事務局から。

○片岡電力市場整備課長

ありがとうございました。次回以降、きょういただいたご質問、ご意見等踏まえまして、個別論に移っていきます。その際に、今回の積み残しだったようなご質問をあわせて回答しながら、議論を進めたいと考えてございます。

第3回の次回の予定ですけれども、5月29日火曜日の開催予定しております。詳細な時間につきましては追ってご説明いたします。

1点、ご紹介といたしますかご連絡でございますけれども、公聴会を6月7日、9日。7日は東京、それから9日は埼玉で予定しております。一般の方々の意見陳述の申し込みが本日が締め切りでございます、まだ、若干枠もございますので、もし、これ委員の方というよりは一般の方に向けてでございますけれども、応募をいただける方がございましたら、きょうじゅうにご連絡いただければ大変ありがたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

○安念委員長

何ですか。どうぞ。

○矢野東京消費者団体連絡センター事務局長

私どもは、前回と今回、オブザーバーという形で参加させていただきましたけど、基本としてはなるべく消費者代表のオブザーバー参加を求めていますけど、今後の運営としてはどういふふうにお考えでしょうか。

○安念委員長

今後も、オブザーバーとして公開の会議においてはご参加をいただきたいものだというふうを考えております。ご質問やご意見については、きょうのやり方もそうございましたが、委員と同じように随時ご発言をいただければと存じます。そのように私は考えております。

よろしゅうございませうか。

それでは、どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

—了—